

# 令和6年度水田農業の推進について

令和5年12月25日

三重県農業再生協議会

## 1 水田農業の推進に対する基本的な考え方

米価の低迷により水稻生産者の経営が厳しい中、県農業再生協議会では、米価の回復・安定や県産米の円滑な販売に向け、国が策定する基本方針の需給見通し等を踏まえつつ、行政・生産者団体・現場が一体となり、消費動向を踏まえた米の生産・販売の取組を進めます。

麦や大豆については、ブロックローテーションを核とした生産体制の構築を図りながら、消費動向を踏まえた生産の取組を進めます。

また、その他の作物についても、地域の実状に応じ、作付けの拡大や品質の向上を図ります。

さらに、水田農業に取り組む生産者の経営安定を図るため、国の動向や各地域の特性を踏まえつつ、経営所得安定対策をはじめ、担い手対策や農地対策に係る国の施策を有効に活用しながら、消費動向を踏まえた作物生産を促進するとともに、水田の収益力の向上を図ります。

## 2 消費動向を踏まえた作物生産による水田収益力向上に向けた取組の推進

県農業再生協議会では、生産者が消費動向を踏まえた水田作物の生産に継続的に取り組めるよう、令和6年産主食用米の「生産量の目安」を算定し、地域農業再生協議会別に提供します。

また、主食用米をはじめ、麦、大豆、新規需要米といった戦略作物等を、地域の実状に応じながら意欲ある生産者が自らの経営判断で選択できるよう、需給状況などの情報について、地域農業再生協議会を通じて生産者等に提供していきます。

さらに、今般、国から、麦などの畑作物の定着が進んでいる水田の畑地化や産地形成の取組に対して支援されていることから、本県でも、地域の実状に応じ、水田の畑地化や麦・大豆をはじめとする畑作物の消費動向を踏まえた作付けの拡大・定着化とともに、品質の向上を図ります。

### (1) 主食用米

主食用米については、県独自に策定した県産米の需給見通しにより算定した「生産量の目安」を地域農業再生協議会別に情報提供します。

また、県内外の販路の拡大に向けたPRなどを通じて確保した安定的かつ継続的な需要に応じて、夏の高温下でも安定した品質を確保できる「県産ブランド米（結びの神）」の生産の拡大を推進するとともに、外食などの実需者が求める品種の作付推進を図ります。

### (2) 麦

麦については、近年、排水対策の高度化及び土づくり等の取組を進めることにより単収向上を図ってきた結果、単収は増加傾向で、需要と供給が均衡する状況とな

っており、一部の品種では、供給が需要を上回っています。

このため、今後は、各地域で確立されてきたブロックローテーションの仕組みを維持・拡大しながら、生産安定、品質向上に向けた取組を進めます。

また、実需者ニーズに沿った、より生産性の高い品種の導入及び作付けの拡大を図ります。

そのために、「三重県における小麦生産振興計画」を策定し、取組を進めます。

### **(3) 大豆**

大豆については、加工事業者等から安定した需要があるものの、近年は単収低迷が続いています。

このため、今後は、単収向上と生産の安定化に向け、排水対策の徹底及びカメムシなどの害虫防除を重点課題として取り組むとともに、生産意欲の高い農業者における作付拡大を図ります。また、大規模生産者の作期分散を目的とした新品种の導入に取り組めます。

### **(4) 新規需要米**

新規需要米については、麦、大豆の栽培不適地等における生産調整の品目として重要であり、主食用米と同じ栽培方法や機械化の体系で取り組めることから、引き続き、地域の水利条件等も考慮しながら、需要動向に応じた生産を進めます。

また、小麦粉の代替として注目されている米粉用米については、加工に適した新品种の選定など普及に向けた取組を推進します。

### **(5) 畑作物の作付推進と定着**

今般、国において、畑作物の定着化が進んでいる水田の畑地化や産地形成の取組に対する支援の方向性が示されました。

今後は、国の支援策も活用しながら、地域において策定している「水田収益力強化ビジョン」などに基づき、水田の畑地化を促進するとともに、畑作物の作付拡大、定着化を進めます。

## **3 関連施策の有効活用による水田農業の推進**

本県の水田農業の基幹作物である麦・大豆に関しては、国における「経営所得安定対策」や「水田活用の直接支払交付金」の活用により、生産者の経営安定を図るとともに、「国産小麦・大豆供給力強化総合対策」等の事業活用により、団地化及び生産性の向上を図るための施設整備や機械導入を促進します。

また、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定に当たっては、地域の話し合いの場づくりや合意形成に向けて市町の支援に取り組めます。

さらに、農地中間管理事業の活用を積極的に推進することで、効率的な農地利用を促進します。

## **4 推進体制の整備等**

県農業再生協議会では、東海農政局三重県拠点と連携しながら、地域農業再生協議会の取組を情報提供や助言などを通じて支援していきます。